平成２７年（フ）第２７３号
熊本市北区下硯川町2068番地１　アニューダビデ306、前住所熊本市北区飛田２丁目１番10号　タウンビュー飛田Ⅱ103
債務者　根本　和典
１　決定年月日時　平成27年６月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８０号
熊本市西区野中２丁目12番５号、前住所熊本市西区新土河原２丁目４番16号
債務者　内藤　　博
１　決定年月日時　平成27年６月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８１号
熊本市西区野中２丁目12番５号、前住所熊本市西区新土河原２丁目４番16号
債務者　内藤　恵美
１　決定年月日時　平成27年６月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
福島県郡山市田村町岩作字小人町５番地の１
債務者　平河内　満
１　決定年月日時　平成27年６月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
富山県中新川郡立山町米沢32番地　上米沢町営住宅２―302
債務者　森山　博子
１　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９１号
青森市大字安田字近野56番地２
債務者　木立　圭佑
１　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７０号
神戸市北区鈴蘭台北町９丁目５番１―410号
債務者　立石　裕子
１　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８６号
神戸市兵庫区楠谷町10番７号
債務者　天野　桂子
１　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８７号
神戸市兵庫区楠谷町10番７号
債務者　天野美奈子
１　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８号
長崎県佐世保市須田尾町310番地２
債務者　西原　敏夫
１　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
青森市桂木４丁目１番地７　シティハイムエアリーＢ―101
債務者　矢本　美香
１　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
千葉県我孫子市つくし野２丁目３番12号
債務者　栗又　泰代
１　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５号
秋田県由利本荘市御門39番地２　リオシャイン２Ｅ
債務者　今野　友紀（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成27年６月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第６７４号
名古屋市瑞穂区内浜町22番６号　ドール堀田Ⅱ206号
債務者　打越　　健
１　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１２号
名古屋市北区大曽根２丁目１番１号　松美荘５号
債務者　篠田　**静**江（旧姓坂下）
１　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４２号
名古屋市中川区高杉町360番地　インプレス高杉Ⅱ202号
債務者　島本眞由美
１　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部